

○松戸市議会タブレット端末使用基準

(目的)

第1条 この基準は、松戸市議会（以下「市議会」）におけるタブレット端末（以下「端末機」）の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 会議 本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、幹事長会議、広報委員会、経理責任者等会議、その他市議会の活動として行う会議をいう。
- (2) 管理者 議会事務局をいう。
- (3) 端末機 議長が貸与するタブレット端末のことをいう。
- (4) ペーパーレスシステム 会議運営機能と文書管理機能を有するアプリケーションとクラウドサーバーを一体化させたシステムをいう。
- (5) コミュニケーションツール 組織や集団の内部で情報共有やコミュニケーションを取るためのシステムソフトウェア(グループウェア)をいう。

(端末機の利用者)

第3条 端末機を使用することができる者(以下、「利用者」という)は、議員、議会事務局職員のほか、議長が許可した者とする。

2 利用者は、この基準の定めるところに従い、端末機を適正に使用しなければならない。

(端末機の貸与)

第4条 議長は、利用者に端末機の貸与をするものとする。

2 利用者は、その職でなくなったとき、又は議長が返却を命じたときは速やかに自身固有のデータを端末機から削除し、議長に返却しなければならない。

(遵守事項)

第5条 端末機の利用者は、次に掲げる事項について遵守するものとする。

- (1) 会議等の開催時は、貸与された端末機を必ず持参すること。
- (2) 会議等の開催時における、電子機器等の使用は、セキュリティマネジメントの観点から、貸与された端末機のみとする。
- (3) 端末機の使用範囲は、会議その他議会活動に必要な範囲とし、使用に当たっては自らの責任において使用するものとする。
- (4) 情報の送受信を自らの責任において行うこと。

- (5) 端末機及び各システムに係るログイン認証設定は推測されにくいものとし、その認証情報を第三者（家族含む）が知り得ないよう管理しなければならない。
- (6) 端末機を適切に管理し、データの正確性を保持し、データ等の紛失及び損傷等の防止に努めること。
- (7) 議員は、議会事務局との円滑かつ迅速な情報伝達のため、庁外においても端末機を携帯するなど、常に情報を送受信できる状態にする。
- (8) アプリケーションのインストールは、貸与時にダウンロードされているもの以外は議長が認めたものに限定する。
- (9) OSのアップデートは管理者にて行う。

（会議等において使用できる機能）

第6条 会議等において端末機を用いて使用できる機能は、次に定めるものとする。

- (1) ペーパーレスシステムの使用
- (2) あらかじめ保存しておいた発言原稿及び議事に関する資料の閲覧
- (3) 会議に関する資料の検索を目的としたインターネットサイトの閲覧
- (4) 審議過程の記録や発言原稿とするためのメモ機能
- (5) その他議長が認めるもの

（会議等における禁止事項）

第7条 会議等において端末機を使用する際は、次の事項を行ってはならない。

- (1) 個人所有の端末機を使用すること。
- (2) 音声や操作音を発するなど、会議の運営上支障となる行為
- (3) 電子メールの送信など外部への連絡
- (4) SNS やブログなどを利用した不特定多数にむけての情報発信
- (5) 議事の内容に関係のない事項の検索や閲覧
- (6) 会議等の録音及び写真や動画の撮影
- (7) 通話
- (8) その他、会議等に関係のない目的での使用

（会議等以外での端末機の使用範囲）

第8条 会議等以外での端末機の使用範囲は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ペーパーレスシステムの使用
- (2) コミュニケーションツールの使用
- (3) インターネットを利用したコンテンツの閲覧及びダウンロード
- (4) 災害時等の議員の安否確認及び情報伝達
- (5) その他議長が必要と認める場合

(セキュリティ対策)

第9条 端末機の利用者は、市議会及び市の執行機関の情報並びに端末機の保全措置に関し、積極的に協力し、私的なパソコンに物理的に接続する等のウイルス感染を起こし得る行為をしてはならない。

(事故等があった場合の対応措置)

第10条 端末機の利用者は、端末機の盗難・紛失、故障、ウイルス感染等の事故があった場合は、速やかに実情を把握し、第1号様式により議長に報告するとともに、必要な措置を講ずるものとする。盗難・紛失の場合は警察に届け出を行い、警察の発行する受理票の写しを併せて提出すること。

2 前項により報告があった場合は、新たな端末機を貸与する。ただし、元の端末機にあった全てのデータを引き継ぐものではない。

(禁止事項)

第11条 端末機の利用者は、前条に定めるもののほか、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 端末機を第三者(家族含む)に貸与又は譲渡すること。また、特段の理由がない限り操作をさせること。
- (2) 端末機の分解、改造又は交換すること。
- (3) 管理者において制限した機能を解除すること。
- (4) 会議その他議員活動に関係のないウェブサイトを開覧すること。
- (5) 議場内の通信環境及び会議システムの動作に支障を生じさせること。
- (6) 端末機で個人情報や管理又は保存すること。
- (7) 有料サイトの閲覧等、松戸市に料金が請求されるような利用をすること。
- (8) 通信量が20GB/月を超える利用をすること。
- (9) その他、議長が定めたこと。

(違反行為に対する措置)

第12条 禁止事項に違反していることが確認された場合は、議長又は会議の長は注意を行うことができる。

2 前項の規定による注意に従わないときは、議長又は会議の長は、端末機の使用を停止させることができる。

(各種通知、連絡)

第13条 議会事務局は、議員に対する各種通知や連絡を端末機で行うことができる。ただし、文書等によることが必要な場合は、文書等で通知しなければならない。

(委任)

第14条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この基準は、令和●年●月●日から施行する。